

店舗ニ使用セラルル者ノ勞働時間ニ關スル立法的措置

[illegible]

(註一) 六千以下ノ人口ヲ有スル場所並娯樂、保健及觀光地ニ於テハ一週六十時間、其ノ他ノ一切ノ場所ニ於テハ一週五十四時間
(註二) 三名又ハ夫レ以上ヲ使用スル店舗
(註三) 一名又ハ二名ヲ使用スル店舗
(註四) 食事時間ヲ含ム
(註五) 今迄ニ法律ノ實施ノ爲ノ行政規則ヲ發布ナシ權限アル大臣ハ高等勞働會議ニ規則案ヲ提出セリ
(註六) リレニモ拘ラス法律ハ九時間以上ノ夜間ノ不斷的休息ヲ規定ス、一九一九年五月十一日ノ法律ハ店舗ノ閉店時刻ヲ通常ノ日ニハ午後七時三十分、土曜日及公ノ休日ノ前日ニハ午後八時ト定ム
(註七) 十四歳未満ノ男兒、十六歳未満ノ女兒
(註八) 十六歳未満
(註九) 十四歳以上十七歳未満ノ男子、十四歳以上十八歳未満ノ女子
(註一〇) 十六歳未満
(註一一) 十六歳未満
(註一二) 十六歳未満ノ男子十八歳未満ノ女子
(註一三) 十六歳未満

陀の英領「コロンビア」に於ては六十六時間半に達し又既に述べた如く英吉利及び愛蘭自由國に於ては年少者に付て七十四時間にさへ達してゐる。注意すべきことは最後の三つの場合に於ては必要なる食事時間を含んでゐることである。

多くの法律例へば獨逸、奧地利及び波蘭の法律の下に在りては、閉店時間の前又はその際店内に這入つたお客に對しては閉店後にも尙ほ應待することを得る。又希臘、西濠洲、「ジブラルター」、及び「タスマニア」の法律は此の目的の爲十分乃至三十分の一定時間を認めてゐる。又他の法律例へば「オランダ」自由國及び「ナタル」の法律は閉店後店舗の戸を閉ぢることを要求し且つ新客の入場を禁止してゐる。(第十二表)

第三目、従業員が主として事務所の事務に従事する施設物

金融業、通信社、新聞社及び一般事務所に關しては、正規労働時間は施設物一般に對し規定せらるゝ處のものである。併し葡萄牙、智利、和蘭及び「ヴィクトリア」に於ては特別の制度が行はれてゐる。葡萄牙に於ては銀行は一日七時間労働であり、和蘭の事務所に於ては事務所の種類に依り四十八時間又は五十五時間である。智利に於ては銀行及び保險會社の下級被傭者に關する一週労働時間は五十六時間迄とすることを得る。「ヴィクトリア」に於ては圖書館及び閱覽室に於て使用せらるゝ者は原則として男子は五十八時間、女子は五十六時間である。「ソヴィエット、ロシア」に於ては少くとも行政官廳

では食事の爲の半時間は實労働時間に加へられ従つて勤務時間は六時間半とすることを得るが、休日の前日には六時間を越ゆることを得ない。(第十三表)

第四目、工業的たると同時に商業的たる施設物

郵便、電信及び電話事務

郵便、電信及び電話事務に關しても亦一般に一日八時間一週四十八時間制が適用されてゐるが極めて少數の法律は特別の制度を採用してゐる。

「ソヴィエツト、ロシア」に於ては、是等の施設物の或る種のものに付ては七時間労働である。一日七時間労働は巡廻郵便局の選別者に付ては二ヶ月間に亘り之を平均することを得る。都會及び都會間の停車場に於ける電信技手、無線電信技手及び電話技手は一日八時間労働である。芬蘭に於ては郵便及び電信事務に對ては百九十二時間を越えざる條件の下に労働時間を四週間に亘り配分することを得ることになつてゐる(註)。併し此の制度は省令を以て是等の施設物に於ける法律の實施を延期したので、未だ實施されてない。佛蘭西に於ては、法律施行の爲め未だ何等の行政規則も發布されてゐないが、郵便電信及び電話事務に付八時間制を定むる色々の命令が存在してゐる。

(註) 一週間よりも長き期間に亘る配分制度は後に別に取扱つてゐるが、各種の施設物の題目の下に之等に對し認められてゐる各種の配分制度を指摘しておくことが得策であると考へた。

者ノ労働時間ニ關スル立法的措置

間	國名	日及週ニ依ル配分	
		法令ノ適用範圍	時間
四	「チエッコスロヴァキア」	定期刊行物	八又ハ四八
	亞米利加	新聞ノ販賣	八又ハ四八
	「サルタ」	書籍店及新聞賣捌店	五八
	「オセアニア」	新聞及定期刊行物販賣人	五八 九及四八、一週 二一日一
八	「ヴァイクトリア」	男子	五八
	新西蘭	女子	九及四八、一週 二一日一
八	歐羅巴	旅行案内所	八及四八
	白耳義	辯護士、公證人、株式仲買人、土木技師及職業案内所ニ依リテ使用セラルル者	七月—九月ハ一日九—十月ハ一日七、 月一日七、 八又ハ四八
	「チエッコスロヴァキア」	旅行、運送及娛樂施設ノ切符賣場並運送事務所	八又ハ四八
	芬蘭	廣告取次所、旅行案内所、劇場、切符賣捌所、職業案内所及信用調査所、營業代理店、不動産取扱店及其ノ他一切ノ私的代理店	八又ハ四八
和	佛蘭西	辯護士、代官人、管財人、公證人及會計士ノ如キ自由職業ニ従事スル者ノ事務所	八又ハ四八
	蘭		八又ハ四八

行フ者ノ事務所及各種ノ代理店

本滿

第十三表 主トシテ事務所ノ事務ニ従事スル者ノ勞働時間ニ關スル立法的措置

[illegible]

[illegible]

旅館、料理店、居酒屋、その他

工業に於てのみならず商業に於ても亦或る種の施設物は毎日晝夜續行しなければならない。云ふ迄もなく商業的施設物に於ける繼續的勞働は或る工業的施設物に於けるが如く技術的工程を必要としないが、併し公衆の利益は或る種の施設物に於て斯る勞働を必要ならしめる。例へば旅館は絶えずお客を取ることを得なければならないし、病院及び療養所は病人及び負傷者を手當することを得なければならない。従つて斯る施設物は常に開いておいて且つ必要な職員を備へておかねばならない。

工業的及び商業的施設物に共通なる法律は通常繼續的勞働に關する規定を包含してゐるが、併し、それは恐らく實際上は専らではなくとも主として性質上繼續的交替制を必要とする工業的施設物に適用されるものであらう。とは云へ葡萄牙、伊太利、和蘭、西班牙、墺地利、白耳義、波蘭、及び「ユーゴ、スラヴィア」に於ける兩種の施設物に適用する一般立法は此の點に關し少くとも形式上工業に對してと同様に商業に對しても適用する規定を包含してゐる。

注意すべきことには、たとひ旅館は病院と同様に其の事業の繼續性のために交替制度を採用しなければならぬとは云へ、工業に於ける慣行とは反對に或る種の仕事は全然夜中停止され又は極めて小数の従事員に依つて行はれる。

旅館、料理店、居酒屋其の他を明示的に舉げてゐる若干の法律は是等のものに對し一切の施設物に對

し定められたる正規労働時間を適用し、多くの場合に於て一日八時間一週四十八時間としてゐる。
芬蘭に於ては平均四十八時間制が遵守されてゐるが労働時間は二週間に亘り配分することを得る。佛
蘭西に於ては巴里管區並に「リオン」及び「ボルドー」市に於ける旅館及び料理店に對し發せられた規則
は旅館、料理店、「カフェー」其の他に於ける或る種の被傭者に付て法律に依つて規定された最長労働
時間に相當する九時間乃至十時間の勤務時間を規定してゐる。其の他の種類の被傭者に對しては二個
の連續せる労働日の間に十二時間の連續的休息時間を與へねばならない。和蘭に於ては労働時間は十
時間である。「バーゼル」市(瑞西)の旅館及び料理店の被傭者及び塊地利の料理店及び居酒屋の被傭者
に付ては一日の労働時間は十時間で一週の労働時間は六十時間であり、又「ウィンドワード」諸島、「グレ
ナダ」及び「クーンスランド」に於ける居酒屋に付ては一週の労働時間は六十時間である。「ヴィクトリ
ア」に於ては五十六時間乃至五十八時間とすることを得又英吉利に於ては飲食物販賣業に於ける年少
者に付て六十五時間と制限されてゐる。(第十四表)

調 髪 業

或る國に於ては調髪業は一日八時間又は一週四十八時間の正規の一般最長限度を遵守せねばならな
い。「ソヴィエット、ロシア」に於ては正規労働時間は八時間であるが、八時間以上開いてゐる調髪業は
巡番制度を設けなければならない。

調 髪 業		調 髪 業	
一、日 本	二、日 本	三、日 本	四、日 本
五、日 本	六、日 本	七、日 本	八、日 本
九、日 本	十、日 本	十一、日 本	十二、日 本
十三、日 本	十四、日 本	十五、日 本	十六、日 本
十七、日 本	十八、日 本	十九、日 本	二十、日 本
二十一、日 本	二十二、日 本	二十三、日 本	二十四、日 本
二十五、日 本	二十六、日 本	二十七、日 本	二十八、日 本
二十九、日 本	三十、日 本	三十一、日 本	三十二、日 本
三十三、日 本	三十四、日 本	三十五、日 本	三十六、日 本
三十七、日 本	三十八、日 本	三十九、日 本	四十、日 本
四十一、日 本	四十二、日 本	四十三、日 本	四十四、日 本
四十五、日 本	四十六、日 本	四十七、日 本	四十八、日 本
四十九、日 本	五十、日 本	五十一、日 本	五十二、日 本
五十三、日 本	五十四、日 本	五十五、日 本	五十六、日 本
五十七、日 本	五十八、日 本	五十九、日 本	六十、日 本
六十一、日 本	六十二、日 本	六十三、日 本	六十四、日 本
六十五、日 本	六十六、日 本	六十七、日 本	六十八、日 本
六十九、日 本	七十、日 本	七十一、日 本	七十二、日 本
七十三、日 本	七十四、日 本	七十五、日 本	七十六、日 本
七十七、日 本	七十八、日 本	七十九、日 本	八十、日 本
八十一、日 本	八十二、日 本	八十三、日 本	八十四、日 本
八十五、日 本	八十六、日 本	八十七、日 本	八十八、日 本
八十九、日 本	九十、日 本	九十一、日 本	九十二、日 本
九十三、日 本	九十四、日 本	九十五、日 本	九十六、日 本
九十七、日 本	九十八、日 本	九十九、日 本	一百、日 本

第十四表 工業的タレント同時ニ商業的タレント施設物ニ付各國ノ法令ニ於テ定メラレタル正規労働時間
旅館、料理店及居酒屋其ノ他

國名	日ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分		國名	週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	旅館及料理店ニ於ケル年少者	一〇	歐羅巴	料理店及旅館 旅館、料理店及居酒屋 旅館 旅館、料理店及宿屋(註四) 宿屋、旅館及「カフェー」 料理店、菓子屋「カフェー」、旅館其ノ他 「カフェー」、料理店及類似ノ施設物ノ給仕人(註二)	一〇及六〇 八及四八 八又ハ四八 八又ハ四八 八又ハ四六(二週間ニ) 八及四六 八又ハ四八	歐羅巴 「シブラルター」 英吉利	旅館及料理店ニ於ケル飲食物及酒精類ノ販賣 飲食物販賣場所、年少者	六六 六五 四八
佛蘭西	旅館、料理店、「カフェー」其ノ他(註一) 料理人 各女番	一〇〇九	阿弗利加	「カフェー」及食堂 料理店、「カフェー」其ノ他 飲食物及酒類販賣 「カフェー」及食堂	九及五二、一週ニ 一日一一 八及四八、土曜 日九 九及五〇 九及五二、一週ニ 一日一一	阿弗利加	—	—
和蘭	「カフェー」、旅館(註三)	一〇	亞米利加	料理店、旅館、俱樂部、下宿屋、「カフェー」 其ノ他 列車ノ食堂ニ使用セラルル者 旅館及料理店	八又ハ四八 八又ハ四八 九及五四	亞米利加 「グレナダ」	免許酒販賣店、葡萄酒及麥酒小賣店	六〇
亞米利加	旅館、料理店 「ホテル」 旅館、料理店、宿屋、下宿屋、「カフェー」 及居酒屋	八	「オセアニア」	料理店、飲食店、無酒精飲料店、居酒屋及 免許葡萄酒店ニ使用セラルル十六歳未満ノ 年少者 旅館、居酒屋、鐵道食堂、料理店及喫茶店 ニ使用セラルル婦人及十六歳未満ノ年少者 料理店、「カフェー」、下宿屋及飲食店ニ使用 セラルル婦人及十六歳未満ノ年少者 旅館及料理店	九又ハ五二、一週 ニ一日一一 九及五二、一週ニ 一日一二 八及四四、一週 ニ一日九 九及四八、一週ニ 一日一一	「オセアニア」 「クアーンズラン ド」 西 洲 「ガイクトリア」	料理店及食堂 麥酒免許販賣場所、旅館其ノ他 「カフェー」、飲食店、免許場所(酒又ハ玉樂場) 女子	(註五) 五三 四八 五五 八六

(註一) 労働ノ間歇的性質ニ鑑ミ勤務時間ハ法律ニ依テ定メラレタル實労働時間ノ最長限度ニ等シト看做サル、少クモ十二時間ノ不斷的休息時間、今迄ニ命令ハ單ニ巴里地區並「リオン」及「ボルドー」市ニ對シテノミ發セラレタリ
(註二) 超過時間ニ關スル特別規定
(註三) 盛期ニ對シテハ一日十二時間及年少者ニ對シテハ九時間ノ最長限度、今迄ニ法律ノ實施ノ爲ノ行政規則ノ制定ナシ、規則ニ依テ規定セラルヘキ労働時間ハ一日八時間半一週四十八時間以下タルヲ得ス
(註四) 労働ノ繁忙期間中超過時間ノ許可ヲ發スルコトヲ得
(註五) 旅館ノ酒場ニ於ケル被傭者ハ一週六十時間迄労働スルコトヲ得、婦人及十六歳未満ノ一切ノ者ハ十時間以上労働スルコトヲ得ス

[illegible]

調髪業に對し正規最長限度を適用せずして特別の最長限度を適用する法律中には「バーゼル」市（瑞西）の法律を舉げることを得るが、それは最長限度を一日九時間半及び一週五十一時間とすることを得る。その他の處では最長限度は地方又は地區の大きさに従つて一層短い。斯くして墺地利に於ては調髪業の労働時間は都市及び産業中心地に於ては四十八時間で、その他の處では五十四時間であり、佛蘭西に於ては勤務時間は五十萬を超ゆる人口を有する都市では一週五十四時間、十萬乃至五十萬の人口を有する都市では五十七時間又其の他の都市では六十時間である。法律は是等の最長限度を以て八時間實労働に等しきものと看做してゐる。希臘に於ては最長限度は人口一萬を超ゆる都市の調髪店に付てのみ労働時間を十一時間と定めてゐる。（第十五表）

若干數の藥種店は一般利益の爲めに晝夜の一切の時間に於て開いてゐることを要する。それ故に此の種の企業は他のものよりはより弾力性のある規定を必要とすることが分る。併し乍ら、實際上是藥種店は屢々夜及び日曜日に於て順番に開いて居り斯くして藥種店の被傭者は若干の國に於て一般現行制度の利益を得てゐる。併し、「ソヴィエツト、ロシア」、「チェコスロヴァキア」、佛蘭西、希臘、「バーゼル」市（瑞西）及び和蘭に於ては彼等の爲に特別の制度を設けてゐる。「ソヴィエツト、ロシア」に於ては、平均労働時間は八時間を超ゆることを得ない。「チェコスロヴァキア」に於ては労働時間は、四週間に亘り

配分することを得るが、百九十二時間を超ゆることを得ない。佛蘭西に於ては、小賣藥種店に於ては勤務時間は一日九時間半とすることを得るが、是等の施設物に關する行政規則は此の最長限度を以て法律に依り定められた一般最長時間に等しきものと看做してゐる。希臘に於ては労働時間を冬の月には十時間、殘餘の月には十時間半としてゐる。「バーゼル」市(瑞西)に於ては労働時間を一日十時間一週五十四時間としてゐる。和蘭に於ては是等の施設物に付て法律實施の爲行政規則を制定しなければならぬが、労働時間は一週四十八時間乃至五十五時間でなければならない。(第十六表)

「パン」屋及び肉屋

或る國は「パン」屋及び肉屋に對し變更を加へずして一般正規の最長限度を適用してゐる。併し次ぎの場合に於ては是等の施設物に對し異なる正規の最長限度を定めてゐる。即ち希臘に於ては一萬を超ゆる人口を有する都市の「パン」屋及び肉屋に付て一日十一時間とし、「ヴィクトリア」に於ては捏粉及び菓子業に付て女子及び男子に對し夫れ／＼五十六時間及び五十八時間とし、「クーンズランド」及び「オランダ」自由國に於ては一週六十時間としてゐる。佛蘭西に於ては「パン」屋に適用する規則は目下立案中である。奧地利及び「グラールス」(瑞西)に於ては肉屋の販賣使用人は一週六十時間労働することを得「リオン」市の牛肉屋、臘物商及び豚肉屋に於ける被傭者の勤務時間は一日十一時間及び一週五十六時間とし、これは労働の間の性質に鑑み法律に依る最長實労働時間に等しいものと看做してゐる

労働時間

國名	日及週ニ依ル配分
	四時間

第十五表 調髪業ニ付各國ノ法令ニ於テ定メラレタル正規労働時間

國名	日ニ依ル配分		國名	週ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	調髪業ニ使用セラルル年少者	一〇	歐羅巴	都市及産業地方ニ於ケル調髪業 其ノ他ノ場所 調髪店、義毛製造工場(註三) 巴里及五十萬以上ノ人口ヲ有スル都市 十萬乃至五十萬ノ人口ヲ有スル都市 其ノ他ノ都市	四八 五四 五四 四八 五四 五七 六〇 六六 四八	歐羅巴	調髪業(註一) 調髪業(註四) 調髪師(註四) 調髪師	八、一〇及四 八、四六(註二) 八、四八 八、四八
希臘	一萬以上ノ人口ヲ有スル都市ニ於ケル調髪業	一二	佛蘭西			希臘	調髪業(註四)	八、四八
「ソヴィエツト、ロシア」	調髪業 土曜日及公ノ休日ノ前又ハ後ノ日	六	「ソヴィエツト、ロシア」	調髪業 調髪師	六〇 六六	「ソヴィエツト、ロシア」	調髪業(註六)	九、一五及五一 店舖ノ閉店時刻 以外ノ制限ナシ
阿弗利加			阿弗利加	調髪店	五二	阿弗利加	調髪業	九、五二、一週 二、一四、一週 二、一四、一週 九、五〇 九、五二、一週 二、一四、一週
亞米利加	調髪師	八	亞米利加			亞米利加	調髪業	八、四八
「オセアニア」			「オセアニア」	調髪店	五三 (註五) 四八	「オセアニア」	調髪業ニ於ケル十六歳未満ノ年少者 調髪業ニ於ケル婦人及十六歳未満ノ年少者 調髪業 調髪業ニ於ケル婦人及十六歳未満ノ年少者	九、五二、一週 二、一四、一週 九、五二、一週 二、一四、一週 八、四八、一週 九、四八、一週 二、一四、一週

(註一) 今迄ニ行政規則ノ發布セラレタルモノナシ
(註二) 土曜日ニハ時間ノ正規ノ時間カ短メラルル但シ労働者カ各月又ハ各年中ニ充分ナル給與ヲ受ケル同數ノ休日ヲ與ヘラルルコトヲ要ス
(註三) 労働ノ間歇的性質ニ鑑ミ、五十四、五十七及六十時間ノ勤務時間ハ法律ニ依テ短メラルル實労働時間(四十八時間)ノ最長時間數ニ等シト看做サル
(註四) 土曜日ニ労働時間ノ延長カ許サル、但シ折ル延長ハ四時間ヲ超エス且閉店時刻カ午後十一時ヨリ遅カラサルコトヲ要ス
(註五) 婦人及十六歳未満ノ年少者ハ一日十二時間以上使用スルコトヲ得ス
(註六) 一九一六年五月十一日ノ法律ハ週日ニ於ケル閉店時刻ヲ午後七時三十分ト定ム、調髪業ハ公ノ休日ノ前日ニ於テ午後十時迄開キ居ルコトヲ得

第十六表 藥種店ニ付法令ニ依リテ定メラレタル正規労働時間

國名	日ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	小賣藥種店、(註一)之ニ附屬セル事務所、調合所、検査所場及倉庫	(註二) 九 $\frac{1}{2}$	歐羅巴	藥種店	八又ハ四八(註三)
佛蘭西			勃利	藥種店(註四)	八 $\frac{1}{2}$ —一〇及四八 $\frac{1}{2}$ —五五
希臘	藥種店	十一月一〇、十二月一〇、其ノ他ノ月一〇 $\frac{1}{2}$	和蘭	藥種店	八又ハ四八
希臘	藥種店	六	葡萄牙	藥種店	八又ハ四八
「ソヴィエツト、ロシヤ」	土曜日及公ノ休日ノ前後ノ日	六	西班牙	藥種店	八又ハ四八
阿弗利加			瑞西	藥種店	一〇及五四
亞米利加			「バーゼル」市	藥種店	閉店時刻ノ外制限ナシ
亞爾然丁	藥種店	八	「グラールス」	藥種店(註六)	
「コルドバ」	藥種店	八	南阿	藥種店	八 $\frac{1}{2}$ 及四八、一週二日九
「パナマ」	藥種店	八	「トランスヴァール」		
「サルヴァドル」	藥種店ニ於ケル被傭者婦人(註五)	七	亞米利加	藥種店	八又ハ四八
「オセアニア」			亞爾然丁	藥種店	八又ハ四八
濠洲	「クティンスランド」	(註七) 六〇	「サルタ」	藥種店ニ於ケル無免許ノ調合所員	八又ハ四八
西濠洲	藥種店	四八	「ツークマン」		
			南濠洲	藥種店ニ使用セララル十六歳未満ノ年少者	九又ハ五二、一週二日一一
			西濠洲	藥種店ニ使用セララル婦人及十六歳未満ノ年少者	八 $\frac{3}{4}$ 及四四、一週二日九 $\frac{1}{2}$
			新西蘭	藥種店	九及四八、一週二日一一

(註一) 人口五千以下ノ場所ニ在ル店ニ適用セス
 (註二) 労働ノ間歇的性質ニ鑑ミ勤務時間ハ命令ニ依リテ定メラレタル實労働時間ノ最長限度ニ等シト看做サル
 (註三) 夜業及年少者ノ労働ハ一般ニ六時間ト定メラル
 (註四) 今迄ニ法律ノ實施ノ爲ノ行政規則ノ發布ナシ
 (註五) 労働時間ハ特別ノ報酬ヲ拂ヒテ延長スルコトヲ得
 (註六) 一九一九年五月十一日ノ法律ハ週日ニ於ケル閉店時刻ヲ午後七時三十分、土曜日及公ノ休日ノ前日ニハ午後八時ト定ム
 (註七) 婦人及十六歳未満ノ年少者ハ一日十二時間以上使用スルコトヲ得ス

正規労働時間は二週間に九十六時間を超ゆることを得ない。「チェコスロヴァキア」に於ては最長限度は四週間に百九十二時間である。白耳義に於ては、馬車及び自動車賃貸業に使用せらるゝ者に付て、配分の期間は半年であり且つ最長限度千二百時間である。

第五目、病者の豫防及び治療の爲の施設物

法律を以て明示的に病院を取扱つてゐる若干の國は病者に對する治療の繼續性及び緊要性に依り病院、療養所其他が特別の性質を有するにも拘はらず、一切の施設物の爲めに定めた正規の最長限度を之に適用してゐる。これは勃牙利、「チェコスロヴァキア」、伊太利及び「ラトヴィア」の事實である。西班牙に於ては關係當事者間に協約の締結ある場合の外は労働時間は女子に付ては六十時間、男子に付ては七十二時間を超ゆることを得ないことを條件として、一週四十八時間を超ゆることを得る。和蘭に於ては一日十時間、一週五十五時間であり、獨逸に於ては特別法を以て一日十時間一週六十時間制を定め、「バーゼル」市に於ては唯一の制限は連續せる二日間に十時間の繼續的休息時間を與へねばならないと云ふことであるので、勤務時間は尙一層長くすることを得る。

「ソヴィエツト、ロシア」に於ては此の種の施設物の被傭者を四種に分類し、即ちA級は醫師、齒科醫師、獸外科醫其他や普通の資格の被傭者、看護人、助産婦其他や藥種屋、病院其他に於ける藥劑師、事務所被傭者其他や遲鈍な又は異常の兒童の爲の施設に於ける教育係を含み、B級は下級被傭者

労働時間

國名	日及週ニ依ル配分	
	法ル婦人及十六歳未満ノ年少者	時
新西蘭	「パン」屋及菓子屋	九及四八、一週一日一
歐洲	白耳義肉屋	八及四八
佛蘭西	牛肉屋及豚肉屋、勤務時間(註一)	一一及五六
瑞「グラールス」	肉屋	一〇及六〇
○	阿弗利加	—
○	亞米利加	—
亞爾然丁	肉屋	八及四八
「ツークーマン」	—	—
「オセアニア」	牛肉屋及豚肉屋	九及四八
新西蘭	—	—

ハ法律ニ依リテ一週四十八時間ト定メラレタル實労働時間ノ最長限度ニ

第十七表 「パン」屋及肉屋ニ付各國ノ法令ニ於テ定メラレタル正規勞働時間

國名	日ニ依ル配分		國名	週ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	抹	「パン」屋及菓子屋ニ於ケル年少者	「パン」屋	歐羅巴	白耳義	菓子屋	八及四八	
希臘	「一萬以上ノ人口ヲ有スル都市ニ於ケル」屋	一〇	「ラトヴィア」	「パン」屋	瑞西	「バーゼル」市	九及五一	
阿弗利加	—	—	阿弗利加	「パン」屋	「グラールス」	「パン」屋及菓子屋	一〇及六〇	
亞米利加	「バナナ」	八	亞米利加	—	阿弗利加	—	—	
「オセアニア」	—	—	「オセアニア」	—	新西蘭	牛肉屋及豚肉屋	九及四八	
歐羅巴	—	—	歐羅巴	—	亞米利加	肉屋	八及四八	
阿弗利加	—	—	阿弗利加	—	「ユンドバ」	—	—	
亞米利加	肉屋	八	亞米利加	—	「オセアニア」	—	—	
「ユンドバ」	—	—	「オセアニア」	—	—	—	—	
「オセアニア」	—	—	「オセアニア」	—	—	—	—	

(註二) 今迄「リオン」市ニ對シ行政規則ヲ發布アリタルノミ、勞働ノ間歇的性質ニ鑑ミ一週五十六時間ノ勤務時間ハ法律ニ依リテ一週四十八時間ト定メラレタル實勞働時間ノ最長限度ニ等シト看做サル

(註三) 婦人及十六歳未満ノ年少者ハ何レノ一日ニ於テモ十時間以上使用スルコトヲ得ス

や、或る中間被傭者、管理被傭者其の他の或る者を含み、C級は或る種の危険なる職務に従事する者（醫師又は助手）を含み、D級は主として労働時間が限られてゐない家庭的被傭者より成つてゐる。A級は正規の労働時間六時間であり、B級は八時間であり、C級に於ては最長限度は労働の不健康的な性質に依り四時間に短縮することを得又D級の労働時間は無制限である。（第十八表）

第六目 其の他の施設物

「バーゼル」市、智利及び「ソヴィエツト、ロシア」の法律は娛樂場所に關して特別規定を含んでゐる。「バーゼル」市に於ては劇場に於ける従業員は一週五十四時間労働することを得、智利に於ては劇場、活動寫眞館及び類似の施設物の従業員の労働時間は一週に付て五十六時間である。「ソヴィエツト、ロシア」に於ては娛樂場所の使用せられる者は四種に分類され、即ちA級は全部又は主として肉體的労働に従事する者や事務所、仕事場及び倉庫の被傭者を含み正規労働時間は八時間であり、B級は藝人及び主として藝術的労働に従事する雜被傭者並に或る種の事務所被傭者を含み一日の労働時間は六時間であり、C級は活動寫眞業に使用せらるゝ各種の者を含み七時間制であり、又D級は容易に限定することを得ない労働に従事する者にして且つ如何なる最長限度も定められない者を含んでゐる。労働時間が月に依つて定められる場合にはそれは月中の労働日數に従つて異なる。（第十九表）

國 名		日 二 依 ル 配 分	法 令 ノ 適 用 範 圍	時 間
歐羅巴	獨逸	病院ノ看護人及公益ノ施設ニ使用セラルル一切ノ者	一〇、六〇	
奧地利	勃牙利	病院、避病院、浴場、療養所及養育院	八、四八	
	「チエツコスロ グアキア」	病院、療養所、養育院、鐵泉浴場、川及太陽浴場	八、四八	
	芬蘭	病院（註）	四週間二一九二 二週間二九六	
	伊太利	病院	八、四八	
	和蘭	療養施設ニ於テ契約ノ下ニ 勞働スル者	一八及五五	
	西班牙	公營病院、醫院、精神病院 ノ看護人及附添人	四八	
	「ソワイエツト、 ロシア」	男女 子	契約ニ依リ七二 六〇	
	BA	短縮セラ レタル勞 働時間	勞働時間ニ關ス ル規定ハ十時間 ノ不斷の休息時 間ヲ規定スル規 定ニ代レリ	
	DC	級 級	制限ナシ	
	D	級	制限ナシ	
	勞働者	病院ニ於ケル筋肉及非筋肉		

〔註〕 法律ノ病院ニ對スル適用ハ參事院命令ヲ以テ年々延期セラレタリ最後ノ命令ハ一九二八年度ニ對シ一九二七年十二月二十二日ニ發セラレタリ

第十九表 娛樂場所ニ於ケル正規労働時間

國名	日ニ依ル配分		國名	週ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	公衆娛樂及興行物業	八	歐羅巴	公衆娛樂及興行物業、婦人及十歲未満ノ男子	四四	歐羅巴	公衆見世物業ノ事務所	八及四八
埃地利			埃地利					
丁抹	娛樂場ニ使用セラルル十八歳未満ノ年少者	一〇（最長）	瑞西	劇場被備者	五四	勃牙利	劇場	八又ハ四八
「ソヴィエツト、ロシア」	娛樂場所	八	「バーゼル」市			「チエツコスロヴァキア」	公衆ノ娛樂場所	八又ハ四八
	A 級					芬蘭	娛樂業ノ切符賣場	八及四七
	B 級							
	C 級							
	D 級							
制限ナシ								
亞米利加			亞米利加	劇場、活動寫眞館及類似ノ營業物ニ使用セラルル者	五六	亞米利加	十四歳未満ノ補役、婦人及十四歳以上十八歳未満ノ未成年者	六及三三（註） 八及四五
			智利			「ペルー」		

市長ハ特別ノ興行ニ於テ補役トシテ兒童ノ使用ヲ許可スルコトヲ得但シ午後十一時ヨリ遅キコトヲ得ス

第二款 給料被傭者其の者に對する適用

給料被傭者その者に適用する少數の法律に依れば正規最長労働時間は一日八時間又は一週四十八時間より長くない。芬蘭に於ては一週の労働時間は四十七時間である。「サルヴァドル」に於ては一日の労働時間は女子に付て七時間であり又「ペルー」に於ては女子に付ては四十五時間、年少者に付ては三十時間である。

第二十一表 被傭者ノ勞働時間ヲ制限スル立法的措置

國名	日ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴 獨逸 「ルクセンブルグ」	被傭者一般 私的傭者	八 八
亞米利加 「ボリヂイア」 「サルヂアドル」	商業傭者 商業傭者 男子 女子	八 八 七 八
國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴 芬蘭	商業的企業ノ傭者	八及 四七
亞米利加 智利 「ペル」	被傭者一般 兒童一般(註一) 婦人及年少者一般(註二)	八又ハ四 八及三三 六及四五

(註一) 十二歲以上十四歲未滿ノ児童

(註二) 十四歲以上十八歲未滿ノ年少者

第二十表 或ル他ノ種類ノ施設物ニ於ケル正規勞働時間

[illegible]

第二十表 或ル他ノ種類ノ施設物ニ於ケル正規労働時間

國 名	法 令 ノ 適 用 範 圍	時 間
欧 羅 巴 「チェッコスロヴァキア」 芬 蘭 波 蘭 西 班 牙 瑞 西 「バーゼル市」 「ソヴィエット、ロシア」	消防夫、學校附添人、職業紹介所、棄兒養育院ニ使用セラルル者 倉庫、監獄 洗濯屋、染色屋ノ事務所、私營職業紹介所、質屋、雜賣場所、古本屋、美術品、骨董品其ノ他ノ販賣ノ爲ノ陳列場、葬儀屋 靴磨キ(註) 私的顧客ノ家ニ使用セラルル者 公私建築物ノ番人 消防夫、門番、監視	一日八、一週四八 一日八、二週間ニ九六、四週間ニ九二 一日八、一週四六 一日八、一週四八 一日一〇、一週五四 一日一〇、一週六〇 一ヶ月平均八、一ヶ月一九二
阿 非 利 加 南 阿 希 望 峰 「トランスヴァール」 「ケニア」 南西阿非利加	日常ノ公衆市場、雜賣場所 服屋、雜賣場所 雜賣小賣販賣 日常ノ公衆市場、雜賣場所	一日九、一週五二 一日八、一週四八 一日九、一週五〇 一日九、一週五二
亞 米 利 加 聖多明各 「コルドバ」 「グレナダ」 「サルヴァドル」	靴 磨 キ 乾物及食料品店 公益企業(註)	一日八 一週六〇 一日八
「オセアニア」 澳 洲 「クイーンズランド」 南 澳 洲 「タスマニア」 「ヴィクトリア」 西 澳 洲 新 西 蘭	魚及牡蠣店、果物及野菜店、煙草屋 罐詰以外ノ煮焼肉、魚及牡蠣店、果物、花及野菜店、牛乳店 煮焼肉、魚及牡蠣店、果物及野菜店、牛乳販賣店 煮焼肉(罐詰肉以外ノ)店、魚及牡蠣店、果物及野菜店 染物及衣服「クリーニング」店、靴修繕店 煮焼肉、魚及牡蠣店、花屋、果物及野菜店、牛乳店、煙草屋 魚商、乳製品販賣商、花屋、果物屋、煙草屋	一週五三 一日九 一週五二 一日九 一週五二 一日九、一週五二 一週五八(婦人) 一週五八(男子) 一日九、一週五二 一週四八(成年男子) 一日八、一週四四(婦人及十六歳未満ノ年少者) 一日九、一週四八 一週一四

(註) 超過時間ニ關スル特別規定

第一節 正規の配分	第二節 労働時間の配分
第一目 日 及び 週	第一目 日 及び 週
第二目 労働時間の配分	第二目 労働時間の配分
第三目 労働時間の配分	第三目 労働時間の配分
第四目 労働時間の配分	第四目 労働時間の配分
第五目 労働時間の配分	第五目 労働時間の配分
第六目 労働時間の配分	第六目 労働時間の配分
第七目 労働時間の配分	第七目 労働時間の配分
第八目 労働時間の配分	第八目 労働時間の配分
第九目 労働時間の配分	第九目 労働時間の配分
第十目 労働時間の配分	第十目 労働時間の配分
第十一目 労働時間の配分	第十一目 労働時間の配分
第十二目 労働時間の配分	第十二目 労働時間の配分
第十三目 労働時間の配分	第十三目 労働時間の配分
第十四目 労働時間の配分	第十四目 労働時間の配分
第十五目 労働時間の配分	第十五目 労働時間の配分
第十六目 労働時間の配分	第十六目 労働時間の配分
第十七目 労働時間の配分	第十七目 労働時間の配分
第十八目 労働時間の配分	第十八目 労働時間の配分
第十九目 労働時間の配分	第十九目 労働時間の配分
第二十目 労働時間の配分	第二十目 労働時間の配分
第二十一目 労働時間の配分	第二十一目 労働時間の配分
第二十二目 労働時間の配分	第二十二目 労働時間の配分
第二十三目 労働時間の配分	第二十三目 労働時間の配分
第二十四目 労働時間の配分	第二十四目 労働時間の配分
第二十五目 労働時間の配分	第二十五目 労働時間の配分
第二十六目 労働時間の配分	第二十六目 労働時間の配分
第二十七目 労働時間の配分	第二十七目 労働時間の配分
第二十八目 労働時間の配分	第二十八目 労働時間の配分
第二十九目 労働時間の配分	第二十九目 労働時間の配分
第三十目 労働時間の配分	第三十目 労働時間の配分
第三十一目 労働時間の配分	第三十一目 労働時間の配分
第三十二目 労働時間の配分	第三十二目 労働時間の配分
第三十三目 労働時間の配分	第三十三目 労働時間の配分
第三十四目 労働時間の配分	第三十四目 労働時間の配分
第三十五目 労働時間の配分	第三十五目 労働時間の配分
第三十六目 労働時間の配分	第三十六目 労働時間の配分
第三十七目 労働時間の配分	第三十七目 労働時間の配分
第三十八目 労働時間の配分	第三十八目 労働時間の配分
第三十九目 労働時間の配分	第三十九目 労働時間の配分
第四十目 労働時間の配分	第四十目 労働時間の配分
第四十一目 労働時間の配分	第四十一目 労働時間の配分
第四十二目 労働時間の配分	第四十二目 労働時間の配分
第四十三目 労働時間の配分	第四十三目 労働時間の配分
第四十四目 労働時間の配分	第四十四目 労働時間の配分
第四十五目 労働時間の配分	第四十五目 労働時間の配分
第四十六目 労働時間の配分	第四十六目 労働時間の配分
第四十七目 労働時間の配分	第四十七目 労働時間の配分
第四十八目 労働時間の配分	第四十八目 労働時間の配分
第四十九目 労働時間の配分	第四十九目 労働時間の配分
第五十目 労働時間の配分	第五十目 労働時間の配分
第五十一目 労働時間の配分	第五十一目 労働時間の配分
第五十二目 労働時間の配分	第五十二目 労働時間の配分
第五十三目 労働時間の配分	第五十三目 労働時間の配分
第五十四目 労働時間の配分	第五十四目 労働時間の配分
第五十五目 労働時間の配分	第五十五目 労働時間の配分
第五十六目 労働時間の配分	第五十六目 労働時間の配分
第五十七目 労働時間の配分	第五十七目 労働時間の配分
第五十八目 労働時間の配分	第五十八目 労働時間の配分
第五十九目 労働時間の配分	第五十九目 労働時間の配分
第六十目 労働時間の配分	第六十目 労働時間の配分
第六十一目 労働時間の配分	第六十一目 労働時間の配分
第六十二目 労働時間の配分	第六十二目 労働時間の配分
第六十三目 労働時間の配分	第六十三目 労働時間の配分
第六十四目 労働時間の配分	第六十四目 労働時間の配分
第六十五目 労働時間の配分	第六十五目 労働時間の配分
第六十六目 労働時間の配分	第六十六目 労働時間の配分
第六十七目 労働時間の配分	第六十七目 労働時間の配分
第六十八目 労働時間の配分	第六十八目 労働時間の配分
第六十九目 労働時間の配分	第六十九目 労働時間の配分
第七十目 労働時間の配分	第七十目 労働時間の配分
第七十一目 労働時間の配分	第七十一目 労働時間の配分
第七十二目 労働時間の配分	第七十二目 労働時間の配分
第七十三目 労働時間の配分	第七十三目 労働時間の配分
第七十四目 労働時間の配分	第七十四目 労働時間の配分
第七十五目 労働時間の配分	第七十五目 労働時間の配分
第七十六目 労働時間の配分	第七十六目 労働時間の配分
第七十七目 労働時間の配分	第七十七目 労働時間の配分
第七十八目 労働時間の配分	第七十八目 労働時間の配分
第七十九目 労働時間の配分	第七十九目 労働時間の配分
第八十目 労働時間の配分	第八十目 労働時間の配分
第八十一目 労働時間の配分	第八十一目 労働時間の配分
第八十二目 労働時間の配分	第八十二目 労働時間の配分
第八十三目 労働時間の配分	第八十三目 労働時間の配分
第八十四目 労働時間の配分	第八十四目 労働時間の配分
第八十五目 労働時間の配分	第八十五目 労働時間の配分
第八十六目 労働時間の配分	第八十六目 労働時間の配分
第八十七目 労働時間の配分	第八十七目 労働時間の配分
第八十八目 労働時間の配分	第八十八目 労働時間の配分
第八十九目 労働時間の配分	第八十九目 労働時間の配分
第九十目 労働時間の配分	第九十目 労働時間の配分
第九十一目 労働時間の配分	第九十一目 労働時間の配分
第九十二目 労働時間の配分	第九十二目 労働時間の配分
第九十三目 労働時間の配分	第九十三目 労働時間の配分
第九十四目 労働時間の配分	第九十四目 労働時間の配分
第九十五目 労働時間の配分	第九十五目 労働時間の配分
第九十六目 労働時間の配分	第九十六目 労働時間の配分
第九十七目 労働時間の配分	第九十七目 労働時間の配分
第九十八目 労働時間の配分	第九十八目 労働時間の配分
第九十九目 労働時間の配分	第九十九目 労働時間の配分
第一百目 労働時間の配分	第一百目 労働時間の配分

第三節 労働時間の配分

労働時間は常に特定期間——それは日、週又はより長き期間たることを得——に關して制限せられる。斯くしてそれは事情に應じて是等の期間の一又は二以上に亘りて配分される。されば如何なる配分制度が許されるかを知ることが緊要である。何となれば若しも法律が長き期間に亘り配分を許すならば屢々此の方法に依つて超過時間を避くる可能性があるからである。定められたる最長限度と其の配分期間とは實際極めて密接なる關係を有し、此の二つの要素を共に考慮するに非ざれば設けられたる制度の效果に付て何等明瞭なる觀念を得ることが出来ない。前諸表に於て絶對的最長限度に付てと同様に規定せられたる配分に付て擧げたのは是等の二つのものは分離することを得ないからである。従つて茲には單に既に掲げられなかつた配分制度に付て述べる必要がある。それで先づ第一に正規の配分制度即ち正規最長労働時間に關する配分制度を述べ次に其の他の制度を取扱はうと思ふ。

第一節 正規の配分

第一目 日 及び 週

正規労働時間が定められる期間は極めて僅かの例外を除きては日又は週である。或る法律は單に勞

働日に關係し又他のものは單に勞働週に關係してゐる。が是等の異なる制度の實際上の適用から若干の解釋上の困難が起り得る。例へば若しも法律が單に勞働日を制限するならば勞働週は勞働日の六倍乃至七倍として計算すべきであるか？、此の問題は週休に關する現行規則を參照しなければ屢々解決することが不可能である。他方若しも單に勞働週のみが制限される場合に勞働日は反對の規定なき限りその週の或る日に於ては十二時間、十四時間又は十六時間とさへすることを得る。これは又制限が日又は週に關する場合、最長勞働日が定めらるゝに非ざれば同様である。此の理由の爲佛蘭西の法律は如何なる場合に於ても勞働日は或る地位に付十時間又は十二時間を超ゆることを得ずと規定してゐる。他方、勞働日と勞働週とが共に定めらるゝ場合には一日の最長限度の絶對性は或る條件の下に之を越ゆることを許す規定に依つて屢々緩和されてゐる。

第二目 土曜日半休又は之に相等する休息時間

工業的施設物に於て土曜日午後に勞働を休止するの習慣は過去數年間急激に廣まつた。此の種の規定を包含する法律に付ては「歐羅巴の工業に於ける勞働時間の規律」(The Regulation of Hours of Work in European Industry)に掲げておいた。是等の法律の或るものは又商業的施設物に適用する。

一般商業的施設物に適用する若干の法規は土曜日に於ける短き勞働時間を許可し又は規定して居り又實際上店舗のみに於ける勞働時間に關する一切の法律は一週の一勞働日に於て半休を與ることを使用

者に對し強制してゐる。

次の表は土曜日半休に關する法令の概要を示したものである。

國名	土曜日勞働ニ關スル規定
「ラトヴィア」	二時間ノ短縮
波蘭	六時間ニ短縮サレタル一日ノ勞働時間又ハ補償
「ソヴィエト、ロシア」	土曜日及休日ノ前日ニ於ケル六時間ニ短縮セラレタル一日ノ勞働時間
和蘭	午後一時ノ勞働停止
捷地利	卸賣及問屋業ニ於ケル午後二時ノ勞働停止(掃除人ハ午後四時)
「瑞典」	午後五時ノ勞働停止
芬蘭	午後五時ノ勞働停止
「サルグアイ」	勞働時間ヲ三時間ニ短縮スルヲ得ルコト
勃利	午後六時ノ勞働停止